

ける対応については後述するが、各国に共通する事項として、税務調査官からの不合理な指摘や課税に対しては、税法に基づいた理論展開が重要であり、適切な税務専門家の理論的支援を受けながら合理的な反論を行うとともに、それを裏づける証憑を提示することにより、税務調査官へ説明していくことが求められる。また、経理担当者が自身の判断で税務調査官の指摘をそのまま受け入れることがないように経理担当者から現地マネジメント、または日本本社、地域統括会社への適時・適切な報告をさせることにより、税務調査を適時に把握し、適切なコントロールを行うことが必要である。

ASEANの 移転価格調査の動向

ASEAN各国の移転価格の導入時期については、それぞれの国で異なるもの、おおむね2005年頃に行われている。よって、移転価格の導入から約15年が経過している現在、各国の移転価格に対する理解や経験が税務当局内で蓄積されてきており、それにより移転価格調査の件数や調査対象会社について、各国で

増加・拡大している傾向が見受けられる。また、たとえば2016年にインドネシアではBEPS対応としてのマスターファイル、ローカルファイル、国別報告書にかかる規定が発効されたことや、2019年にタイでは移転価格文書の作成義務が法令化され、移転価格の対象が明確化されたことなど、各国の税務当局による移転価格税制へのコンプライアンス強化が図られており、それに伴い、税務当局による移転価格調査は近年、さらに活発化していることが見受けられる。

の種類や内容にもよるところであるが、後述するASEAN各国においては、すでに移転価格文書の作成が義務化されているため、移転価格対応の第一歩として、日本本社と各国において互いに連携し、グループ視点でのポリシーやルールを基礎として移転価格文書の作成および準備をしておくことが重要となる。

最後に、2019年末から現在に至るコロナ禍による影響についてであるが、コロナ禍によって人や物の移動制限、市場縮小などによって、各国の日系企業のサプライチェーン（商流）、業績などに大きな影響を与えているものと考えられる。このよ

うな日本本社およびASEANグループ会社との間のサプライチェーン変更および企業の業績悪化の状況下においては、移転価格の観点から事前の検討を行うことが必要となる点に留意が必要である。

星野 淳(ほしの・あつし)
KPMG Advisory LLP(KPMGシンガポール)
パートナー 公認会計士
朝日監査法人(現有限責任 あずさ監査法人)東京事務所入所。海外展開をしている上場会社への法定監査業務を中心に、IPOサポート、デューデリジェンス、企業再生支援などのアドバイザリー業務を提供。2007年よりKPMG北京事務所、上海事務所に計10年間赴任し、現地日系企業に対する会計、監査、税務ストラクチャー、内部統制構築支援、グループ再編等、投資全般に対するサポート業務に従事。2017年よりKPMGシンガポールに赴任しGJPASEAN統括パートナーとして日系企業の会計・税務・その他アドバイザリー業務等多岐にわたるサポートを行っている。

第2章

移転価格調査が活発化 タイにおける 税務調査の傾向と対策

KPMG Phoomchai Tax Ltd.

柴田 智以

【この章のエッセンス】

●タイでは2019年度から移転価

格税制が本格的に施行され、かつ、企業の業績悪化による税収不足により、コロナ禍でもタイ税務当局

による税務調査が活発に行われている。
●移転価格調査でなくても、通常の